

平成28年11月15日

事業主様

大阪府電気工事健康保険組合

「健康保険法施行規則の改正」と「厚生年金保険関係届の回付事務の取扱い」について

平素は、健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、以下のとおりお知らせしますので、ご留意下さいますようお願い申し上げます。

1 健康保険法施行規則の改正

健康保険法施行規則が改正され、平成29年1月より健康保険の資格取得届等にマイナンバー記載欄が設けられます。本来同時に実施されるべき厚生年金保険のマイナンバーの取扱いについては、日本年金機構の個人情報流出問題により、現在延期されていますが、少なくとも平成29年7月までには可能となる見込みです。

2 厚生年金保険関係届の回付事務等の取扱い

現在ご加入いただいている事業所様には各届出の際、これまでは係る厚生年金保険関係届出の回付事務（健康保険組合を經由して日本年金機構に複写分、または同一の届出を提出する事務）を実施してきました。

しかしながら、今後、健康保険組合が、マイナンバーの記載された厚生年金保険関係届の回付事務を実施することは、番号法に抵触することが判明しました。抵触せず実施するには、事業主と健康保険組合が委託契約を締結する必要があります。

3 当組合の対応

1については、追って様式をお示しする予定です。

2については、「ワンストップサービスによる事業主の事務及び費用負担の軽減」「健康保険と厚生年金保険間における届出内容の相違防止」等、事業主及び被保険者にとってメリットが大きいと判断し、回付事務の取扱いを継続します。

つきましては、これまでと同様の回付事務の継続をご希望される事業主様は、本年末までに添付の契約書をご提出願います。

なお、本契約には、国民年金第3号被保険者届の証明及び回付事務についても内容に含みますので、念のため申し添えます。